

令和 8 年 7 月 3 0 日
独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局会計監査人の公募について
(令和 8 ～ 1 0 事業年度分)

独立行政法人造幣局は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 3 9 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。

会計監査人は、通則法第 4 0 条の規定に基づき主務大臣が選任することとなっており、選任に当たっては、独立行政法人が会計監査人の候補者（以下「会計監査人候補者」という。）を選定し、主務大臣に会計監査人候補者の名簿を提出することとなっています。

については、下記のとおり、会計監査人候補者選定のための企画書を募集しますので、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の会計監査人候補者となることを希望される公認会計士又は監査法人（監査事務所）におかれては、別添 1を御参照の上、提出をお願いします。

なお、今回は令和 8 事業年度から令和 1 0 事業年度までの複数年に係る候補者の選定ですが、主務大臣による選任は事業年度毎に行われ、監査契約も単年度での契約となります。

記

1. 企画競争に付す事項

「令和 8 ～ 1 0 年度における独立行政法人造幣局会計監査人の公募」
提出された企画書についてはスコアリング方式により、複数の審査員において審査を行い、各提出者にプレゼンテーションを行っていただきます（プレゼンテーションの日時については後日決定。）

審査結果について造幣局ホームページにおいて公表いたします。

なお、令和9事業年度及び令和10事業年度における選定については、令和8年度の会計監査人として選任された監査法人又は公認会計士の方から、監査実績及び次年度の監査企画書等を提出いただき、その内容について複数の審査員による評価・検証を経て、審査結果を通知いたします。また、主務大臣が選任を行った後、その結果を造幣局ホームページにて公表いたします。但し、会計監査人の候補者とするのが適当でないと審査委員が判断した場合、又は会計監査人から辞退の申出があった場合は、選定の見直しの対象となります。

法令改正等により、会計監査人の資格や監査内容等に変更が生じた場合は、毎年度の選定において企画書を提出していただき、検証・再審査を実施します。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

公認会計士法の規定の他、通則法第41条第3項の規定により欠格事由は以下のとおりとされています。

- ① 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- ② 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- ③ 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

3. 問い合わせ先等

令和8年7月30日（木）～8月19日（水） 9:00～16:00

独立行政法人造幣局総務部経理課 06-6351-6197

（担当：小林、谷居 keiri_kessan@mint.go.jp）

4. 企画書の提出期限

令和8年8月19日（水）の17:00までにPDFファイルにて、keiri_kessan@mint.go.jp まで提出願います。その際、連絡先となる電話番号を明記願います。

なお、企画書については、提出者が特定されるような情報（法人名・事務所名・ロゴ等）は入れないで下さい。

5. 契約の相手方の決定方法
企画競争による随意契約

6. その他
造幣局の概要については、別添 2のとおり。

企画書の作成要領

1. 様式

- ① ページのサイズはA4版とし、左右の余白を20mm程度とすること。
- ② 各ページには連番のページ番号を付すこと。
- ③ フォントの大きさは10.5ポイント以上とすること。

2. 記載項目、添付書類等

- ・ 順不同での記載可。
- ・ 既存の資料を使用することも可。但し、页数が多い場合はサマリーも添付すること。

(1) 監査事務所の概要

① 監査法人の場合は、

- ・ 法人の概要を記載した書面及び定款
- ・ 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合は、当該事務所の人員構成、業務内容
- ・ 監査の品質管理体制

② 個人の場合は、上記に準じた書面

(2) 独立性・適格性

- ① 日本公認会計士協会の倫理規則等に則った独立性の適切な保持や職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めた書面
- ② 造幣局との間で締結している、会計監査ではない保証業務、非監査業務（アドバイザリー業務等）に係る契約の有無

(3) 品質管理

- ① 直近の日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果、概要、その対応状況
- ② 直近の公認会計士・監査審査会による検査結果、概要、勧告等を受けていればその対応状況

- ③ 日本公認会計士協会から受けた勧告又は指示、会則に基づく処分の有無、及び対応状況
- ④ 行政処分等の有無、受けていればその概要と対応状況
- ⑤ 会計監査人が交代となった場合の引継体制（前任からの引き継ぎ、後任への引き継ぎ、どちらも含む。）
- ⑥ 独立行政法人会計基準及び企業会計基準を理解していることを証明する書面
- ⑦ 造幣局が公表・開示している情報等により造幣局の事業内容を理解した上で、
 - ・ 監査の体制（監査チームの構成、審査体制、工数、人員等、監査責任者やパートナーの関与、独立行政法人監査の経験者や独立行政法人の会計について知見を有する者の関与、バックオフィスや他の部署からの監査サポート体制）
 - ・ 監査報告書を出すにあたっての審査体制
 - ・ 臨時で監査等が必要となった時の対応
 - ・ 監査チームのメンバーが交代する場合の継続性の確保
 - ・ 棚卸資産や有形固定資産の実査等の体制
 - ・ 監査計画、実施方法
 - ・ 想定される虚偽表示等のリスク、設定すべき監査領域
 - ・ 監査の過程において仮に不正や内部統制の不備等の兆候が見られた場合の対応
 - ・ 造幣局の監事との連携、報告体制（通則法第39条の2の規定に限らない。）
 - ・ 造幣局の役職員（監事を除く。）、その他必要な者との意思疎通の方法（独立行政法人造幣局に関する省令第12条の2の規定に限らない。）
- ⑧ 現在提起されている重大な訴訟の有無、業務に影響をきたすようなクレームの有無
- ⑨ これまでの監査実績（独立行政法人、特殊法人や民間会社）
- ⑩ 令和8～10年度における各年度別での
 - ・ 監査に要する見込時間数、その考え方
 - ・ 単位時間あたり単価、その考え方
 - ・ 出張旅費や交通費、その考え方

- ・監査日程や体制に大幅な変更が生じた場合であって監査報酬を変更する場合の考え方

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定通知書の写し、その他認定マークが確認できる資料、女性の活躍推進企業データベース掲載資料等
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定通知書の写し、その他認定マークが確認できる資料、一覧の掲載ページ等
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定通知書の写し、その他認定マークが確認できる資料、認定企業一覧の写し等

(5) その他提案事項

独立行政法人造幣局の概要

1. 沿革

明治	2年2月	5日（旧暦）	太政官中に造幣局設置
明治	2年4月	8日（旧暦）	会計官に転属
明治	2年7月	8日（旧暦）	大蔵省設置とともに同省所属となり造幣寮と改称
明治	4年4月	4日	創業式を挙行
明治	10年1月	11日	造幣局と改称
昭和	24年5月	31日	大蔵省の外局となり造幣庁と改称
昭和	27年7月	31日	大蔵省の附属機関となり造幣局と改称
昭和	59年7月	1日	大蔵省の特別の機関となる
平成	13年1月	6日	財務省の特別の機関となる
平成	15年4月	1日	独立行政法人造幣局へ移行

2. 業務等の内容

- ・ 貨幣の製造、販売及び鋳つぶし
- ・ 貨幣回収準備資金に属する地金の保管
- ・ 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供
- ・ 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造
- ・ 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売
- ・ 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析
- ・ これらに関する調査、試験、研究又は開発、並びに附帯する業務
- ・ 業務の遂行に支障のない範囲内で、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものの委託を受けて行う当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析、並びに調査、試験、研究又は開発

3. 本局及び支局の所在地

本局 大阪市北区天満一丁目1番79号

さいたま支局 さいたま市大宮区北袋町一丁目190番地22

広島支局 広島市佐伯区五日市中央六丁目3番1号

4. 財務情報等

造幣局ホームページや令和7年度財務諸表をご覧ください。

造幣局ホームページ

<https://www.mint.go.jp/>

令和7年度財務諸表

<https://www.mint.go.jp/media/2026/06/finance07.pdf>